

晴れバレキッズ高島

重要事項説明書

当事業者は利用児に対して、児童発達支援・放課後等デイサービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

目 次

1. 法人の概要
2. 事業所の概要
3. 施設の概要
4. 事業実施地域及び営業時間
5. 職員の配置状況
6. サービスの内容
7. 利用料金及び支払い方法
8. 苦情の受付について
9. 協力医療機関
10. 事故発生時の対応について
11. 非常災害時の対応
12. 身体拘束等の禁止及びやむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて
13. 虐待防止のための措置に関する事項について
14. サービス利用にあたって留意事項

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人昭友会
- (2) 法人所在地 岡山市中区祇園 5 4 1 - 1
- (3) 電話番号 0 8 6 - 2 7 5 - 1 1 0 0
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原茂昭
- (5) 設立年月日 平成 2 3 年 6 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 児童発達支援・放課後等デイサービス
- (2) 事業所番号 3 3 5 0 1 0 0 8 7 5
- (3) 事業所の名称 晴れバレキッズ高島
- (4) 事業所所在地 岡山市中区高島新屋敷 5 1 0 - 4
- (5) 管理者氏名 京深 紫歩
- (6) 電話番号 0 8 6 - 2 0 6 - 1 2 2 1
- (7) 利用定員 1 0 名
- (8) 開設年月日 平成 2 9 年 3 月 1 日

3. 施設の概要

指導訓練室・設備の種類	
指導訓練室	2 室
静養スペース	1 室
男子トイレ	1 室
女子トイレ	1 室
消防設備	避難口誘導灯・消火器

4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：岡山市、玉野市、倉敷市、瀬戸内市の区域とする。
- (2) 営業日と営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日 ※ 8 月 1 3 日～1 5 日・1 2 月 3 0 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	9 : 0 0 ～1 8 : 0 0
サービス提供時間	9 : 3 0 ～1 7 : 3 0

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用児に対して児童発達支援・放課後等デイサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- 管理者 1 名（児童発達支援管理責任者と兼務）
- 児童発達支援管理責任者 1 名（管理者と兼務）
- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 3 名以上
- 指導員 1 名以上

6. サービスの内容

(障害児通所給付費の対象となるサービス)

(1) 療育について

- ・遊びを通した療育活動 ・学習活動 ・創作活動 ・運動活動 ・体験活動
- ・集団療育活動

(2) 生活支援

- ・健康管理 ・排泄支援

(3) 生活相談

- ・日常生活の中での助言 ・相談

(4) 送迎サービス

- ・事業所と居宅または学校間の送迎

7. 利用料金及び支払い方法

(1) 障害児通所給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が児童発達支援給付費または、放課後等デイサービス給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用児負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用児負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 支払い方法

利用料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、当法人指定の銀行口座への振り込みか金融機関口座からの自動引き落とし、または現金にて事業所に直接お支払いください。

(3) 利用児負担の減免

利用児の世帯の所得に応じて4区分の負担上限月額が定められており、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	利用児負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税非課税世帯（所得割28万円未満） ※	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※ 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次の通りです。

種 別	世帯の範囲
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者

(4) 障害児通所給付費対象外サービスの料金

障害児通所給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

サービスの種類	費 用	
行事・体験等参加料金	入場料・食費等	実費
おやつ代	持参可能	50 円
創作的活動費用等	事業所で準備できない材料等	実費

(5) 利用の中止、変更

利用予定日の前に、保護者及び利用児の都合により、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を中止、変更することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

前日、もしくはサービス開始時間までに申し出がなかった場合には 1 回分の利用料金をいただきます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けています。

・苦情相談受付

<職名> 児童発達支援管理責任者 京深紫歩

・苦情解決責任者

<職名> 管理者 京深紫歩

・行政機関その他苦情受付機関

岡山県 運営適正委員会	所 在 地 岡山市北区南方 2 丁目 13-1 きらめきプラザ 3 階 電話番号 086-226-9400
岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係	所 在 地 岡山市北区大供 3 丁目 1-18 KSB 会館 4 階 電話番号 086-212-1015
玉野市福祉政策課 障害者福祉係	所 在 地 玉野市宇野 1-27-1 電話番号 0863-32-5556

倉敷市保健福祉局社会福祉部 障がい福祉課	所 在 地 倉敷市西中新田 640 電話番号 086-426-3305
瀬戸内市保健福祉部福祉課 障害福祉係	所 在 地 瀬戸内市長船町土師 277-4 電話番号 0869-26-5943

(2) 第三者委員の設置

当事業所では第三者委員を設置しています。

第三者委員 後藤祥規 086-275-6768 外部有識者

第三者委員 菅原弘子 086-275-7280 評議員

9. 協力医療機関

旭竜クリニック	所 在 地：岡山市中区中島 70-1 電話番号：086-275-6768 診 療 科：内科・小児科・消化器内科・呼吸器内科 等
---------	---

10. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生時には、利用児の保護者、保護者が指定する者、主治医または協力医療機関と連携を取りながら適切な対応をします。
- (2) 利用児の保護者、関係機関に対して速やかに連絡・報告等を行います。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じます。

11. 非常災害時の対応

- (1) 非常時の対応 別途定める「消防計画」に沿って対応します。
- (2) 近隣との協力 近隣自治会及び地元消防団と、非常時の連携を図ります。
- (3) 平時の訓練 別途定める「消防計画」に基づき、避難訓練を実施します。

12. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて

サービスの提供に当っては、利用児の人権に十分配慮し、身体的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用児または他の利用児等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為を行いません。

- (1) 緊急やむを得ず、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 緊急やむを得ず、身体的拘束を行う場合は、できる限り事前に本人、本人が判断できない状態にないと考えられる場合は保護者の了承を得ます。
- (3) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 虐待防止のための措置に関する事項について

当事業所は、利用児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

責任者：京深紫歩（管理者）

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

当事業所は、利用児に対するサービス提供にあたり、従業者又は擁護（利用児の家族等利用児を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

14. サービス利用にあたって留意事項

当事業所の利用にあたって、快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りください。

(1) 指導訓練室、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

(2) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、設備・備品等を壊したり汚したりした場合には、利用児の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(3) 職員や他の利用児及び保護者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

15. その他の留意事項

1 写真・動画撮影について

お子様の発達支援のために、写真及び動画撮影をさせていただくことがあります。
原則として、事業所内で療育に活用する材料として使用します。

ホームページへの掲載、関係機関との連携等で使用する場合は、必ず同意を得た上で使用します。

2 SNSの運用について

当事業所はSNS（Instagram・Facebook）を活用し、活動の様子や支援等についての情報発信をしています。上記①で撮影した写真などを使用する場合もあります。ただし個人は特定されないように加工等行います。

SNSで写真の使用について 同意します ・ 同意しません

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人昭友会 晴れバレキッズ高島

説明者職名：

氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、利用児またはその身元引受人（連帯保証人）の情報をを用いる他、医療機関・関係機関への情報提供を含め、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供の開始に同意しました。

契約者

（住 所）

（氏 名） 印

利用児

（住 所）

（氏 名） 印

身元引受人（連帯保証人）

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人（連帯保証人）の責任について理解しました。

（住 所）

（氏 名） 印 続柄（ ）

利用児に関する個人情報の第三者への提供に関する同意書

____様（以下「契約者」といいます。）晴れバレキッズ高島（以下「事業者」といいます。）は、事業者がサービスを提供する____様（以下「利用児」といいます。）に関する個人情報を第三者機関へ提供することに関して、以下に同意する。

1. 事業者及び従業者はサービスを提供する上で知り得た利用児及び保護者、身元引受人（連帯保証人）等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務はサービスに関する契約が終了した後も同様とする。
2. 事業者及び従業者が、サービスを提供する上で知り得た利用児及び保護者、身元引受人（連帯保証人）等に関する情報に関して、事業者が提供するサービス以外に利用児が利用するサービスを提供する第三者の機関等（病院・児童発達支援・放課後等デイサービス等）に対して、提供することが必要かつ適切であると判断した内容の情報を事業者が提供することに、利用児及び保護者、身元引受人（連帯保証人）等はこの書面にて同意する。
3. 事業者及び従業者が、サービスを提供する上で知り得た利用児及び保護者、身元引受人（連帯保証人）等に関する情報に関して、前項に関する情報の提供以外に利用児及び保護者、身元引受人（連帯保証人）等に予め文章で同意を得ない限り、第三者への情報提供をしないこと。

同意締結日 令和 年 月 日

契約者

（住 所）

（氏 名） _____ 印

（利用児氏名）

身元引受人（連帯保証人）

私は、以上の契約につき説明を受け、理解しました。

（住 所）

（氏 名） _____ 印 続柄（ _____ ）